

令和8年2月9日

令和8年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案	1
II その他の提出予定議案	3

《条例案等の内訳》

区分	令和8年度関係	令和7年度関係	計
条例の制定	—	1 件	1 件
条例の改正	13 件	7 件	20 件
工事請負契約の締結	—	5 件	5 件
工事請負契約等の変更	—	2 件	2 件
特定事業契約の変更	—	1 件	1 件
市町負担金	1 件	2 件	3 件
その他の	1 件	5 件	6 件
計	15 件	23 件	38 件
(参考) 予算関係	当初予算 22 件	2月補正 18 件	40 件
合計	37 件	41 件	78 件

神 奈 川 県

I 主な条例案

＜令和8年度関係＞

【条例の改正】

○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料参照）

事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

〔総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150〕

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目 的

事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内 容

条例名	区分	改正 (令和8年度) A	現行 (令和7年度) B	差引増減 A-B
神奈川県職員定数条例	知事	7,876人	7,884人	△8人
	公営企業管理者	1,006	1,004	2
	議会	76	76	0
	選挙管理委員会	5	5	0
	監査委員	41	41	0
	人事委員会	35	35	0
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	863	833	30
	教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,006	12,076
		その他の職員	1,047	1,056
		小計	13,053	13,132
	労働委員会	21	21	0
	神奈川海区漁業調整委員会	3	3	0
	合計	22,979	23,034	△55
市町村立学校職員定数条例	小学校	9,836	9,775	61
	中学校	5,724	5,610	114
	特別支援学校	183	196	△13
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0
	合計	15,762	15,600	162
神奈川県地方警察職員定数条例	警察官	警視	396	394
		警部	933	930
		警部補及び巡査部長	9,522	9,476
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,990	4,967
		小計	15,841	15,767
	警察官以外の職員	1,722	1,722	0
	合計	17,563	17,489	74
	総計	56,304	56,123	181

※ 定年引上げに伴う新規採用数の確保を図るため、一年に限り増員を行う分を含む。

3 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 本田 電話 045-210-2150

II その他の提出予定議案

＜令和8年度関係＞

【条例の改正】

○ 神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴い、その設立日前の処分等に関する経過措置を設けるため、所要の改正を行う。

[政策局政策部情報公開広聴課長 電話 045-210-3710]

○ 個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴い、その設立日前の処分等に関する経過措置を設けるため、所要の改正を行う。

[政策局政策部情報公開広聴課長 電話 045-210-3710]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞手続等に係る公示送達の方法について、インターネットによる公表を加えるなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部政策法務課長 電話 045-210-2410]

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等へ派遣する職員について、任期付職員を追加するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 神奈川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

公益信託ニ関スル法律が全部改正されたことに伴い、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を神奈川県公益認定等審議会委員に委嘱するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部文書課長 電話 045-210-2450]

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正により、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が個人県民税の寄附金税額控除の対象とされることに伴い、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の一部改正等に伴い、新たに市町村から徴収することとなった子ども・子育て支援納付金の算定に係る規定を追加するため、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部医療保険課長 電話 045-210-4880]

○ 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業を対象とした施設基準を新たに設けるなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

土砂災害特別警戒区域から安全な地域への移転を促進するため、土砂災害特別警戒区域内に住宅を所有し、現に居住する者について、県営住宅の入居者資格の特例に追加するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

＜令和7年度関係＞

【条例の制定】

○ 神奈川県高等学校等教育改革促進基金条例

国が策定する高校教育改革に関する基本方針に沿って、改革を先導する拠点のパイロットケースの創出に必要な資金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011]

【条例の改正】

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部改正に伴い、法定の事務とされたことから、監査委員が行う住民監査請求に関する事務を削除するため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

令和7年度に行った手数料調査の結果を踏まえ、受益者負担の原則の観点から、料金の適正化を図るため、手数料の額を改定するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

本港特別泊地及び本港環境整備施設について、三浦市に貸し付けるため、当該施設の指定管理に係る規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

○ 神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、ジェンダー平等の定義を新たに定めるとともに、ジェンダー平等の実現を目的に追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長 電話 045-210-3630]

○ 神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正により、地域限定保育士に係る制度が創設されたことから、国家戦略特別区域限定保育士試験手数料の名称を地域限定保育士試験手数料に変更するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴い、在留資格の継続に必要な技能検定の成績証明書の交付に係る手数料を新設するため、所要の改正を行う。

[産業労働局労働部産業人材課長 電話 045-210-5700]

○ 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

災害等の場合において、公営企業管理者以外の水道事業者又は当該水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を可能とし、宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、所要の改正を行う。

[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築－第1工区）請負契約	横浜市保土ヶ谷区新井町 340 の一部	中島・カナコ特定建設工事共同企業体	12 億 1,733 万 8,540 円
②	県営千丸台団地公営住宅新築工事（1期一建築－第2工区）請負契約	横浜市保土ヶ谷区新井町 340 の一部	中島・カナコ特定建設工事共同企業体	11 億 7,925 万 6,320 円
③	県営藤沢大庭団地公営住宅新築工事（1期一建築）請負契約	藤沢市大庭 5043-3	渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	11 億 2,420 万円
④	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築－第1工区）請負契約	綾瀬市寺尾中 2-1 外	エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	13 億 9,700 万円
⑤	湘南方面特別支援学校（仮称）プール棟他新築及び本館他改修工事（建築－第1工区）請負契約	藤沢市亀井野 2547-4 他 2 筆	渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	8 億 9,162 万 2,336 円

①～④ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

⑤ [教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【工事請負契約等の変更】

インフレスライド条項の適用等に伴い、工事請負契約等を変更する。

	名 称	契約者	契約金額		変更理由
			変更後	変更前	
①	元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約	馬淵・新栄特定建設工事共同企業体	7 億 5,586 万 6,100 円	(当初契約額) 5 億 7,752 万 1,890 円 (現契約額) 6 億 3,392 万 1,200 円	地盤改良工事の追加
②	浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約	戸田・紅梅特定建設工事共同企業体	33 億 1,004 万 5,000 円	(当初契約額) 29 億 7,594 万円 (現契約額) 32 億 789 万円	インフレスライド条項の適用

① [教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

② [産業労働局総務室管理担当課長 電話 045-210-5512]

【特定事業契約の変更】

○ 神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業契約の変更について

物価高騰の影響等に対応するため、施設の維持管理・運営に要する費用の算定に用いる指標について、特定事業契約（PFI）を変更する。

[環境農政局農水産部農政課長 電話 045-210-4401]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農水産部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 債権の放棄について

ビジネスモデル転換事業費補助金の返還請求に係る債権（1債権 5,843,681円）を放棄する。

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 損害賠償の額の決定について

不適正居住者の居住により、国家公務員宿舎（応急仮設住宅）を使用貸借の契約期間満了後も使用したことについて、損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 専決処分について承認を求める（令和7年度1月補正予算1件）

衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により議会の承認を求める。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 専決処分について承認を求める（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る返還請求訴訟の判決に対する控訴）

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る返還請求訴訟の判決に対する控訴について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により議会の承認を求める。

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]